

相続税・贈与税の改正と平成27年分の課税割合

平成27年1月1日から相続税・贈与税の改正が施行されました。

相続税の基礎控除額の引下げ

相続税が課税されるのは、相続財産の価額の合計額が基礎控除額を上回った場合ですが、平成27年1月1日より、この基礎控除額が改正前と比較して**4割縮減**されました。

平成26年12月31日までの基礎控除額
 $5,000万円 + 1,000万円 \times \text{法定相続人の数}$

平成27年1月1日以後の基礎控除額
 $3,000万円 + 600万円 \times \text{法定相続人の数}$

相続税の最高税率の引上げと税率構造の見直し

相続税の最高税率が引き上げられ、相続人の法定相続分に応じた取得金額が6億円を超える部分の相続財産について税率が55%に引き上げられました。

▶ 相続税の速算表

相続人の法定相続分に 応じた取得金額	平成27年1月1日 以後の相続	
	税率	控除額
1,000万円以下	10%	—
1,000万円超 3,000万円以下	15%	50万円
3,000万円超 5,000万円以下	20%	200万円
5,000万円超 1億円以下	30%	700万円
1億円超 2億円以下	40%	1,700万円
2億円超 3億円以下	45%	2,700万円
3億円超 6億円以下	50%	4,200万円
6億円超	55%	7,200万円

贈与税の最高税率の引上げと税率構造の見直し

贈与税のうち暦年贈与の最高税率が55%に引き上げられました。また、20歳以上の者が直系尊属(父母・祖父母)から受けた贈与は、一般の贈与よりも低い税率が適用されるようになりました。



▶ 贈与税の速算表

基礎控除後の課税価格	平成27年1月1日以後の贈与			
	20歳以上の者が直系 尊属から受けた贈与		一般の贈与	
	税率	控除額	税率	控除額
200万円以下	10%	—	10%	—
200万円超 300万円以下	15%	10万円	15%	10万円
300万円超 400万円以下			20%	25万円
400万円超 600万円以下	20%	30万円	30%	65万円
600万円超 1,000万円以下	30%	90万円	40%	125万円
1,000万円超 1,500万円以下	40%	190万円	45%	175万円
1,500万円超 3,000万円以下	45%	265万円	50%	250万円
3,000万円超 4,500万円以下	50%	415万円	55%	400万円
4,500万円超	55%	640万円		

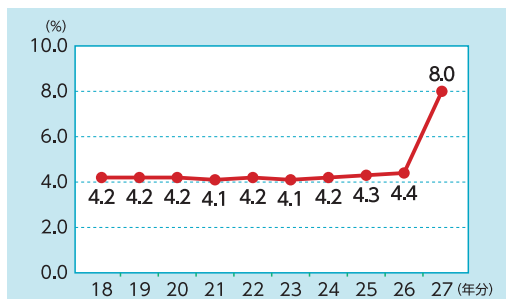
平成27年分の課税割合が8.0%に急増

平成28年12月15日に、国税庁より平成27年分の相続税の申告状況が公表されました。

平成27年中に死亡した約129万人のうち、課税対象となる遺産を残した人は約10万3千人(前年比83.2%増)で、課税割合(全死亡者数に占める課税された被相続人の割合)は、平成26年分の4.4%から3.6ポイント増え、8.0%となりました。

また、各国税局・沖縄国税事務所が公表した課税割合をみても、どの地域においても課税割合が前年に比べて増加しています。

▶ 課税割合の推移



出典:国税庁「平成27年分の相続税の申告状況について」

▶ 地域別の課税割合

	札幌	仙台	関東信越	東京	金沢	名古屋	大阪	広島	高松	福岡	熊本	沖縄
平成27年	4.0	3.8	7.4	12.7	6.8	11.0	8.2	6.6	6.2	4.6	3.3	5.6
平成26年	2.0	1.8	3.9	7.5	3.4	6.1	4.8	3.3	3.1	2.4	1.8	3.4

出典:各国税局・沖縄国税事務所「平成27年分の相続税の申告状況について」をもとに作成